

6 近経第 1 3 6 号
令和 6 年 9 月 3 日

大阪府大阪市淀川区西宮原 2-5-46-118
株式会社リ・コート
代表取締役 田中 宏和 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、大阪府知事から指示処分及び 10 日間の営業停止処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 6 年 11 月 3 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 6 年 9 月 4 日 ～ 令和 6 年 11 月 3 日（2 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社リ・コートは令和 6 年 6 月 4 日付けで建設業許可部局（大阪府）から以下の監督処分を受けた。

①指示処分

主任技術者の配置に専任を要する枚方市内の民間発注工事において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定に違反して工期の重複する高槻市内及び吹田市内の民間発注工事（大規模修繕工事）並びに吹田市内の民間発注工事（改修工事）に配置した主任技術者を、専任を要しない主任技術者として工事現場に配置した。

また、上記の枚方市内の工事において、請け負った建設工事をさらに請け負わせたにもかかわらず、建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、再下請負の通知を行わなかった。さらに、同項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、1 次下請負人である当該建設業者が直接請け負わせてない 3 次請負人であった業者に直接請け負わせたとの内容の再下請負の通知を行った。

②10 日間の営業停止処分

高槻市内、枚方市内の民間発注工事において建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む業者と下請契約を締結した。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。